

- 「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」が取りまとめた滑走路誤進入対策の中間取りまとめにおいて、全てのパイロットに対するCRM訓練の義務付けが提言。
 - 国土交通省航空局では、全てのパイロットを対象に、技能発揮訓練(※)を修了していなければ航空交通管制圏に係る空港等での離着陸等を行うことができないとする航空法の一部改正を実施。
 - 具体的かつ効果的な訓練制度について検討するため、有識者、関係団体からなる「自家用操縦士等ヒューマンファクターズ訓練検討会」を設置し、訓練を実施するに当たっての課題、訓練の方向性、訓練で使用する教材のあり方等について、議論を重ね中間とりまとめを行った。
 - 追加の検討課題を踏まえ、効果的な訓練の確立に向けて最終とりまとめを行う。
- ※ 航空機の航行中に管理技能を確実に活用・発揮することができるようにするための訓練

有識者検討会

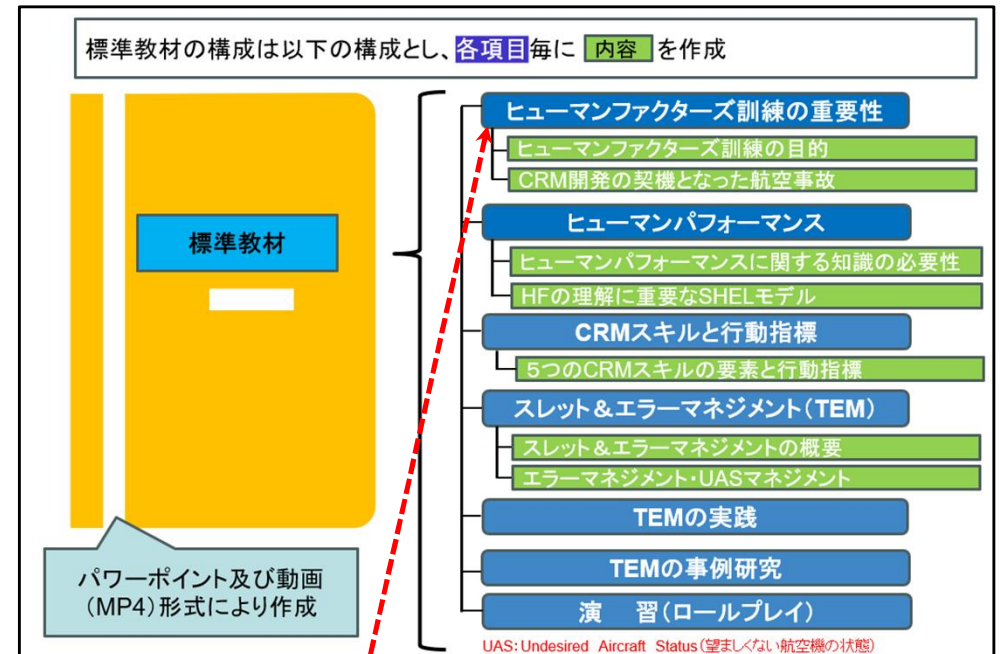
<委員>

- 土屋 武司（東京大学 教授）
- 小林 宏之（航空評論家）
- 梅村 行男（元 航空大学校 特任教授）

<開催>

- 第1回（令和7年7月3日）
- 第2回（令和7年8月22日）
- 第3回（令和7年9月19日）
- 第4回（令和7年11月21日）
- 第5回（令和8年2月24日）

課題	対応方針
訓練の実施間隔	訓練の実施間隔は2年とする。
最低訓練時間	最低訓練時間は3時間とする。
訓練手法	講師1名当たりの受講生は20名以下とし、オンライン訓練の場合はなりすまし防止や訓練態度を確認できる方法を講じさせる。
教材	教材の構成案は右図のとおり
講師の経験	3年の間に管制空港等において離陸又は着陸を2回以上又はこれと同等以上の能力を有するものとする。



- ✓ 「航空法施行規則」の改正
- ✓ 「航空法に基づく登録訓練機関に関する省令」の制定
- ✓ 「登録訓練機関の教育の内容の基準等を定める告示」の制定
- ✓ 「登録訓練機関の登録等に関する取扱要領」の制定

標準教材の内容に「安全文化の醸成」を追加

講師に求める要件について

- 操縦技能証明を有するが最近の離着陸経験を満足しない場合
過去に十分な飛行経験及び航空交通管制圏に係る空港等での離着陸経験を有していることに加え、以下の要件を満たす者を講師として訓練を担当することができる。
 - ✓現にパイロットに対する教官業務を1年以上継続して実施していること。
 - ✓航空交通管制圏に係る空港等の運航環境について最新の知識を有していると認められること。
- 操縦技能証明を有しない場合
以下の要件を満たす場合、登録訓練機関の講師の監督の下で訓練の補助(支援)として訓練を担当することができる。
 - ✓告示で定める講師に対する研修を受講すること。
 - ✓担当する科目に関し、補助(支援)内容、訓練方法等について、登録訓練機関の講師から指導を受けること。
- 操縦技能証明の限定が飛行機又は回転翼航空機以外の種類を有する場合
3年の間に2回以上航空交通管制圏に係る空港等において離着陸経験を有する機長においては、対象を保有している技能証明と同じ種類の航空機のパイロットに限定した講師として訓練を担当することができることとする。

候補者の経験や経歴等を踏まえて判断することが適当

今後の課題

- ◆技能発揮訓練の概要や重要性、ヒューマンパフォーマンスに係る教材の一部について映像媒体を作成し、技能発揮訓練の受講前に当該映像を視聴することでタイムパフォーマンスの向上を図る。
- ◆2回目以降の訓練を見据えた標準教材の見直し
- ◆講師が訓練を実施するに当たって、「手引き」となる資料の作成
- ◆e-learningの導入を見据えた課題等の整理

ノンテクニカルスキルを定着させ、滑走路誤進入を含むヒューマンエラーが起因となる事故・重大インシデントの減少に繋げる